

中井町開発指導要綱

中 井 町

目 次

中井町開発指導要綱（平成11年中井町告示第38号）
一部改正（平成20年中井町告示35号）

第1章	総 則	(第1条～第11条)	1～3頁
第2章	公共施設の整備		
第1節	道路施設	(第12条～第17条)	3～4頁
第2節	排水施設等	(第18条～第21条)	4～5頁
第3節	公園施設	(第22条)	5～6頁
第4節	緑化の推進	(第23条)	6頁
第5節	消防施設	(第24条～第30条)	6～8頁
第3章	公益施設の整備		
第1節	上水道施設	(第31条～第33条)	8頁
第2節	ごみ集積施設	(第34条～第36条)	8～9頁
第4章	その他の施設の整備等		
第1節	駐車施設	(第37条)	9頁
第2節	交通安全施設	(第38条・第39条)	9頁
第3節	防犯施設	(第40条)	10頁
第4節	環境保全	(第41条～第43条)	10頁
第5節	文化財保護	(第44条)	10頁
第5章	雜 則	(第45条～第47条)	10～11頁
附 則			11頁
公共施設等管理基準			12～15頁
別図・様式			別紙
開発事業に係る事務手続の概要等			別紙

中井町開発指導要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、無秩序な開発を防止し良好な町民生活環境の確保を図るため、関係法令に定めるもののほか、開発事業について必要な指導を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発事業とは、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「都市計画法」という。）第4条第12項に規定する開発行為、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条に規定する建築物の建築及び資材置場の設置並びにこれらに付帯する行為をいう。
- (2) 開発事業者とは、開発事業を行う者をいう。
- (3) 公共施設とは、道路、公園、下水道、緑地、河川、水路、消防の用に供する貯水施設、その他の公共の用に供する施設をいう。
- (4) 公益施設とは、上水道、小学校、中学校、幼稚園、保育園、集会所、清掃施設、その他の住民等の共同福祉又は利益のために必要な施設をいう。
- (5) 公共施設等とは、公共施設及び公益施設をいう。
- (6) 開発区域とは、開発事業を行う土地の区域をいう。
- (7) 地域住民等とは、開発区域の周辺の土地又は建物の所有者、居住者及び借地権等の権利を有する者、その他開発事業により利害関係を生ずる者をいう。
- (8) 共同住宅等とは、建築基準法第2条第2号に規定するもののうち、共同住宅、寄宿舎、下宿、その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する開発事業について適用する。

- (1) 都市計画法に基づく開発行為で、開発区域の面積が500平方メートル以上のもの。ただし、開発事業の目的が主に自己の居住の用に供するものは除く。
- (2) 地上3階以上、又は地上高10メートル以上の建築物（以下「中高層建築物」という。）の新築。ただし、主に自己の居住の用に供する建築物は除く。

(3) 10戸以上の共同住宅等の新築。この場合において、戸数は単身者用の住宅、又はその他これらに類する用途に供する住宅にあっては3室を1戸として計算するものとし、複数の棟を有するものにあっては、すべての棟の合計戸数とする。

(4) 開発区域の面積が1,000平方メートル以上の資材置場の設置。

(事前協議等)

第4条 開発事業者は、開発事業に関し、あらかじめ町長と協議しなければならない。

- 2 開発事業者は、前項の協議にあたっては、開発事業に関する事前協議書(様式第1号)を2部提出しなければならない。
- 3 開発事業者は、第1項の協議が整ったときは、開発行為許可又は建築確認の必要な開発事業においては申請書を提出する前、その他開発事業においては工事着手する前に協定書を締結しなければならない。
- 4 前3項の規定は、開発事業者が開発事業の計画を変更する場合についても準用する。
- 5 第1項の協議が整った日から起算して2年以内に開発事業が当該協議に係る開発事業に関する工事に着手しない場合においては、第3項の協定書は原則としてその効力を失うものとする。

(地域住民等との調整)

第5条 開発事業者は、開発行為許可申請書又は建築確認申請書を提出する前に地域住民等に対し開発事業の計画について、説明会を開催する等適切な方法により十分調整を行い、その意向を尊重するよう努めなければならない。

- 2 前項の地域住民等との調整に関し紛争が生じた場合においては、誠意をもって話し合いを行い、開発事業者の責任において解決しなければならない。
- 3 前各項の地域住民等との調整に関し、経過等の記録の提出を町長が求めたときは、これを提出しなければならない。

(宅地の敷地面積)

第6条 開発事業により造成する1区画の宅地の敷地面積は、次の表に定める面積を確保しなければならない。

区分 用途地域	敷地面積	
	標準	最低
住居系用途地域	140m ² 以上	120m ² 以上
工業系用途地域	150m ² 以上	
無指定(市街化調整区域)	150m ² 以上	

- 2 前項の宅地の敷地面積は、住居系用途地域においては2／3以上の区画を標準宅地とし、開発区域内の平均区画面積を135平方メートル以上としなければならない。
- 3 前各号の宅地の敷地面積は、私道部分を除くものとする。

(工事着手届)

第7条 開発事業者は、開発事業に着手しようとするときは、工事着手届（様式第2号）を提出しなければならない。

(工事完成届)

第8条 開発事業者は、開発事業に関する工事が完了したときは、工事完成届（様式第3号）を提出しなければならない。

(完成検査)

第9条 開発事業者は、前条の規定による届出をしたときは、検査申出書（様式第5号）を提出し、町長の完成検査を受けなければならない。

(中間検査)

第10条 開発事業者は、町長が必要と認めたときは、工事の中間において、検査を受けなければならない。

(公共施設等の管理・帰属)

第11条 開発事業により新たに設置される公共施設等の管理・帰属は、町長が別に定める公共施設等管理基準によるものとする。

第2章 公共施設の整備

第1節 道路施設

(開発区域内の道路)

第12条 開発区域内の道路は、開発事業の規模、予定建築物等を考慮し設置しなければならない。また、都市計画道路又は町の道路計画に適合させなければならない。

- 2 開発区域内の主要な道路は、開発区域外の2以上の既存道路に接続させなければならない。ただし、開発区域の周辺の状況により町長が特に認めた場合においてはこの限りではない。

(接続道路等)

第13条 前条第2項の規定により、開発区域内の主要な道路と接続しようとする既存道路が開発区域内の幅員を有しない場合又は町長が必要と認めた場合においては、所要の整備をしなければならない。

2 開発区域に隣接する既存の道路は、特に町長が整備の必要がないと認めた場合を除き所要の整備をしなければならない。

(道路の構造)

第14条 道路は、次に定める構造としなければならない。

- (1) 道路はアスファルト・コンクリート舗装とし、舗装構造は、別図-1を標準と刷ること。
- (2) 縦断勾配は9パーセント以下とすること。ただし、やむを得ない場合は12パーセント以下とすることができる。
- (3) 別図-2を標準として、L型側溝若しくはU型側溝を原則として両側に設け、L型側溝とした場合には側溝の長さ20メートルごとに雨水ますを設けること。ただし、道路形態により町長がやむを得ないと認めた場合においてはこの限りではない。
- (4) 歩道は、縁石、防護柵、その他これらに類する工作物により車道から分離し、歩道面は歩車道境界ブロックにより車道面より高くすること。歩車道境界ブロックは別図-3を標準とすること。

(交通安全施設)

第15条 道路には、歩行者又は通行車両の安全確保上必要な施設を設置しなければならない。

2 前項の施設の設置は、別図-4を標準としなければならない。

(橋)

第16条 橋は、B活荷重としなければならない。ただし、幅員又は利用状況等により町長がやむを得ないと認めた場合においては、A活荷重とすることができます。

(道路の占用)

第17条 道路幅員内には原則として、電柱、その他交通の障害となるような施設を設けてはならない。

第2節 排水施設等

(排水処理)

第18条 開発区域内の排水計画については、当町の生活排水基本計画に基づ

- き行うものとし、有効に排出できる施設を設置するものとする。
- 2 開発区域の排水処理は、汚水、雨水を別々の管渠系統で処理するものとし、雨水排水については原則として浸透枠を設け処理するものとする。
 - 3 汚水排水については公共下水道への接続又は合併浄化槽の設置により行わなければならない。ただし、供用開始前の公共下水道計画区域についてはこの限りではない。

(排水施設の構造)

- 第19条 排水施設の構造について、開発区域内の汚水を公共下水道に排水しようとするときは、原則として事業主の負担において公共下水道の接続に必要な下水道施設を設けなければならない。この場合において当該下水道施設の構造は、中井町下水道条例に定める構造としなければならない。
- 2 公共下水道以外の施設により排水しようとするときは、開発区域内の排水施設はすべて管渠とし次に定める構造としなければならない。
 - (1) 管渠は、別図-5を標準とし設けること。
 - (2) 雨水ますへの取り付管及び直径200ミリメートル以下の管渠は、塩ビ管にすることができる。この場合においては、別図-6を標準とすること。

(管理者等との協議)

- 第20条 開発事業者は、開発区域内の雨水等を河川及び水路（以下「河川等」という。）に放流しようとする場合においては、当該河川等の管理者等と協議し、必要な施設を設けなければならない。

(雨水調整施設の設置及び河川等の整備)

- 第21条 開発事業者は、開発区域内の雨水を河川等に放流することにより出水のおそれがあると認められる場合においては、調整施設を設置しなければならない。
- 2 開発事業者は、次号に掲げる河川等が未整備等の場合においては、当該河川等の管理者等と協議し、所要の整備をしなければならない。
 - (1) 開発区域内の河川等
 - (2) 開発区域に隣接する河川等
 - (3) 開発区域内の雨水を放流することにより、出水のおそれがあると町長が認めた河川 等

第3節 公園施設

(公園等の設置)

- 第22条 開発事業者は、開発区域の面積が3,000平方メートル以上の開

発行行為にあっては開発区域内にその面積の3パーセント以上の公園を設置しなければならない。ただし、開発行為の目的が住宅施設及び不特定多数が利用する施設以外である事業については、公園に代えて緑地（緩衝緑地）を設けることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、開発区域の近隣に町長が管理する相当規模の既設の公園（これに類する施設を含む。）があるときは公園等を設置しないことができる。
- 3 開発事業者は、公園を設置しようとする場合においては、次の各号に定めるところによらなければならない。
 - (1) 形状は、正方形又は長方形等まとまりのあること。
 - (2) 出入口は、2箇所以上設け、1箇所は幅員2.5メートル以上とすること。また、出入口は交通安全上適切な位置に設けることとし、門柱及び車止めを設けること。
 - (3) 園名板を設けること。ただし、園名は町長の指示によること。
 - (4) 周囲には、フェンス等を設けること。
 - (5) 敷地面には、砂利（0～5ミリメートル）を5センチメートル程度敷きつめること。
 - (6) 公園施設は、利用者が有効に利用できるように、次の表に定める施設を標準とし、設置すること。

公園面積	施 設 標 準
① 150m ² 未満	ベンチ、植栽
② 150～300m ²	ベンチ、すべり台、ブランコ、砂場、照明灯、植栽
③ 300～500m ²	②の他に、鉄棒、シーソー、ジャングルジム
④ 500m ² 以上	別途協議

第4節 緑化の推進

（緑化の推進）

第23条 開発事業者は、開発区域内にできる限り植栽し、緑化に努めなければならない。

第5節 消防施設

（消防水利施設の設置）

第24条 開発事業者は、防火水槽、消火栓、その他の水利施設（以下「消防

水利」という。) を設置しなければならない。

(消防水利の基準)

第25条 消防水利については、次の各号に定めるところによらなければならぬ。

- (1) 貯水量が常時40立方メートル以上であるもの、又は毎分1立法メートル以上の水量の40分以上給水できるものでなければならない。
- (2) 開発区域のあらゆる位置から、いずれか一の消防水利までの距離が100メートル未満となるようにしなければならない。

(消防水利の設置の緩和)

第26条 前第24・25条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に定めるところにより消防水利を設置し、又は設置しないことができる。

- (1) 開発区域面積が3,000平方メートル未満2,000平方メートル以上の場合は、20立方メートル貯水槽及び消火栓の併用にすることができる。
- (2) 開発区域面積が2,000平方メートル以下の場合は、消火栓にすることができる。
- (3) 既設の有効な消防水利から100メートル未満の範囲内に開発区域のすべてが含まれる場合は、当該消防水利は設置しないことができる。

(防火水槽の構造)

第27条 防火水槽は、次の各号に定めるところによらなければならぬ。

- (1) 地下式有がい鉄筋コンクリート造りとし、漏水防止が完全であること。
- (2) 吸管投入孔は円型でその直径は0.6メートルとし、鉄製の蓋とすること。また、20立法メートル水槽は1箇所、40立方メートル水槽は2箇所設けること。
- (3) 吸管投入孔の直下には、縦横1メートル、深さ0.5メートルの取水穴を設け、また、内部点検のためにタラップを設けること。
- (4) 防火水槽の用地は、防火水槽の周囲1メートルを含めたものとする。ただし、公道に接する部分は、この限りではない。
- (5) 防火水槽の用地境には、フェンスを設置するもとする。ただし、公園敷地内の場合は、この限りではない。

(消火栓)

第28条 消火栓は原則として地上式とし、中井町が採用している消火栓用ホース格納庫(ホース5本、筒先ノズル1本、消火栓開閉器1本)を消火栓毎に設置しなければならない。

2 前項の消火栓の口径は、65ミリメートルとしなければならない。

(標識)

第29条 消防水利には、見やすい箇所に標識を設置しなければならない。

(消防活動上必要な空地)

第30条 中高層建築物を建築する場合においては、はしご付消防自動車の操作等活動上必要な空地を次の各号に定めるところにより、確保しなければならない。ただし、開発区域の周辺の状況等により町長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 長さ10メートル以上、幅6メートル以上であること。
- (2) 地盤面の勾配は、5パーセント未満であること。
- (3) 各階の開口部に面し、消防活動が有効に行える位置にあること。
- (4) 空地に通じる通路は、はしご付消防自動車等の通行に支障がないこと。

第3章 公益施設の整備

第1節 上水道施設

(上水道施設の計画)

第31条 上水道施設の計画は、町長と協議し策定しなければならない。

(上水道施設の設置)

第32条 開発事業者は、町長の指示を得て開発区域内の施設を設置しなければならない。

(施設の構造)

第33条 上水道施設の構造は、関係法令の規定によるほか、中井町水道条例、同施行規則によるものとする。

第2節 ごみ集積施設

(ごみ集積施設の設置)

第34条 開発事業者は、住宅の建築を目的とする開発事業を行う場合には、ごみ集積施設を次の各号に定めるところにより設置しなければならない。

- (1) 位置は、公道に接し収集作業に支障がない位置とする。
- (2) 施設の形状は、公道面4.0メートル以上、奥行1.3メートル以上を

標準とすること。

(ごみ集積施設の設置の緩和)

第35条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に定めるところにより施設を設置しないことができる。

- (1) 住宅の戸数が15戸未満の場合
- (2) 開発区域から50メートル以内に既設の施設がある場合

(施設の構造)

第36条 施設は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 重量コンクリートブロック等で3方向を囲い、高さは1メートルとすること。
- (2) 底盤は厚さ10センチメートル以上のコンクリート舗装とし、雨水等が排除できるよう勾配を設けること。
- (3) 塀、その他の工作物と一体としないこと。
- (4) 可燃物と不燃物を区別集積できるよう仕切りを設けること。

第4章 その他の施設の整備等

第1節 駐車施設

(駐車施設の設置)

第37条 共同住宅等、その他自動車の利用が予想される用途の建築物を建築する開発事業を行う場合においては、次の各号に定めるところにより駐車施設を設置しなければならない。

- (1) 共同住宅等の場合は、計画戸数の2/3以上の台数を確保すること。
- (2) その他の建築物の建築の場合は、車の利用車数を想定し確保すること。

第2節 交通安全施設

(カーブミラーの設置)

第38条 開発事業者は、道路の築造を行う開発事業で、道路の交差部分等の見通しの悪い箇所には、町が維持管理できる位置にカーブミラーを設置しなければならない。

- 2 カーブミラーの設置位置は、道路幅員外で道路敷を原則とすること。

(カーブミラーの構造)

第39条 カーブミラーの構造は、別図-7を標準としなければならない。

第3節 防犯施設

(防犯灯の設置)

第40条 開発事業者は、防犯上、かつ、安全等を図るため町長が設置する必要があると認めた箇所には、防犯灯を設置しなければならない。

第4節 環境保全

(地下水の保全)

第41条 開発事業者は、開発事業により地下水に影響を及ぼすおそれがあるときは、事業着手前に町長と協議しなければならない。また、地下水の採取にあたっては、中井町地下水採取に関する指導要綱を遵守するものとする。

(水質の保全)

第42条 開発事業者は、開発事業により公共用水域の水質汚濁を引き起こすことのないよう配慮しなければならない。

(公害対策)

第43条 開発事業者は、開発事業に関する工事による公害を防止するため、あらかじめ必要な措置を講ずるとともに、公害が発生したときは、速やかに適切な措置を講じなければならない。

第5節 文化財保護

(文化財保護)

第44条 開発事業者は、開発事業を行おうとする土地及びその隣接地の文化財の有無について、町教育委員会と協議しなければならない。

2 開発事業者は、工事施行中に埋蔵文化財等を発見した場合は、直ちに工事を中止し、その措置について町教育委員会と協議しなければならない。

第5章 雜 則

(担当部門)

第45条 この要綱施行についての担当部門は、別表のとおりとする。

(適用除外)

第46条 都市計画事業、土地区画整理事業、その他町長が公益性を有すると特に認める開発事業については、この要綱を適用しないことができる。

(要綱に定めのない事項)

第47条 この要綱に定めるもののほか、開発事業に関し必要な事項は、その都度町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成12年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行以前の開発行為により設けられた袋路状の道路についても「公共施設等管理基準」に適合するものについては、権利者からの申出により道路の所有権を含めて町へ移管することができる。

附 則

- 1 この要綱は平成20年10月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。

公共施設等管理基準

第1章 総 則

(目的)

第1条 この基準は、中井町開発指導要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、開発区域内外の公共施設等の管理及び帰属について必要な事項を定めることを目的とする。

(管理開始時期)

第2条 開発事業に関する工事により設置される次に掲げる公共施設のうち、町長が管理することとなる施設は、都市計画法第29条の規定による開発行為にあっては、同法第36条第3項の告示の日（以下「事業完了の日」という。）の翌日から町長が管理するものとする。ただし、協議により別の定めを行うことができるものとする。

- (1) 道路施設
- (2) 排水施設等
- (3) 公園施設
- (4) 消防水利施設
- (5) 上水道施設
- (6) ごみ集積施設
- (7) 交通安全施設
- (8) 防犯施設

(帰属開始時期)

第3条 開発事業に関する工事により設置された前条に掲げる公共施設等のうち、町長が管理する施設及び用地は、本町に無償帰属するものとする。ただし、町長が特に認めたときはこの限りではない。

2 帰属は、事業完了の日の翌日とする。ただし、協議により別に定めを行うことができる。

(瑕疵担保期間)

第4条 町長が管理する施設で、管理開始をした日から1年間に生ずる工事の瑕疵については、開発事業者の責において補修等を行うものとする。

(管理・帰属手続)

第5条 管理移管及び帰属手続は、開発事業に関する工事完了後、速やかに開発事業者によって行うものとする。

2 管理移管手続等は、施設又は用地の帰属をもってかえることができるものとする。

(必要図書)

第6条 前条に定める手続は、次に掲げる図書をもって行うものとする。

(1) 道路、公園、消防水利、ごみ集積施設、その他の公共施設等で土地の帰属が伴う場合

- ア 公共施設等用地の寄付申出書（第1号様式）
- イ 公共施設等の管理の引継ぎ申出書（第2号様式）
- ウ 位置図
- エ 公団写
- オ 土地登記簿謄本
- カ 分筆図（登記図写）
- キ 印鑑証明書（法人の場合は資格証明書）
- ク 土地所有権移転登記承諾書
- ケ 各施設の平面図及び構造図
- コ その他町長が必要と認める図書

(2) 公共施設等で土地の帰属を伴わない場合

- ア 公共施設等の管理の引継ぎ申出書（第2号様式）
- イ 位置図
- ウ 公団写
- エ 各施設の平面図及び構造図
- オ その他町長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず都市計画法第40条第1項に基づく帰属については、次に掲げる関係図書を町長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 公団写
- (3) 土地登記簿謄本
- (4) 求積図
- (5) 実測平面図
- (6) その他町長が必要と認める図書

第2章 道路施設

(管理基準)

第7条 開発事業に関する工事により設置された道路のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、町長が管理するものとする。ただし、構造等において中井町開発指導要綱第14条の規定に適合しない場合は、事業主が管理す

るものとする。

- (1) 町道の拡幅部分
- (2) 開発事業により設置された道路のうち、袋路状でない道路
- (3) 袋路状の道路で次の各項目すべてに該当する道路
 - ア 幅員4m以上の道路で、当該道路のみに接道する区画が3戸以上の道路
 - イ 補装済で排水施設が整備されている道路
 - ウ 道路敷地が明確で登記済である道路
 - エ 道路敷地に所有権以外の権利がついていないこと
 - オ 道路に支障物件がないこと
 - カ 階段状でないこと
- (4) その他町長が認めた道路

(管理区分)

第8条 道路を管理する場合には、道路構造物及び道路付帯施設を含むものとする。

第3章 排水施設等

(管理基準)

第9条 開発事業に関する工事により設置された排水施設等のうち、次の各号の一に該当するものは、町長が管理する。

- (1) 町長が管理する道路、又は町長が管理している道路に設置された施設
- (2) その他町長が認めた排水施設

第4章 公園施設

(管理基準)

第10条 開発事業により設置された公園施設は町長が管理するものとする。

ただし、次の各号の一に該当するものは、開発事業者が管理するものとする。

- (1) 公道に接しない公園等の場合
- (2) 設置基準に適合しない場合
- (3) 開発区域を一の敷地として利用する特殊建築物又は中高層建築物を目的とした開発事業によって設置された公園等で当該建築物に用途と一体的に利用され、開発事業者により管理されることが適当な場合

第5章 消防施設

(管理基準)

第11条 開発事業に関する工事により設置された消防水利のうち、町長が管理する道路又は町長が管理している道路に接する消防水利は町長が管理するものとする。

第6章 ごみ集積施設

(管理基準)

第12条 開発事業に関する工事により設置されたごみ集積施設のうち、町長が管理する道路又は町長が管理している道路に接する施設で次の各号の一に該当するものは、町長が管理するものとする。

- (1) 戸建て住宅を建築する目的で行う開発事業により設置された施設
- (2) その他町長が認めた施設

第7章 交通安全施設

(管理基準)

第13条 開発事業に関する工事により設置された交通安全施設のうち、町長が管理する道路又は町長が管理している道路敷に設置された施設は、町長が管理するものとする。

第8章 防犯施設

(管理基準)

第14条 開発事業に関する工事により設置された防犯施設の維持管理は、別途町長と協議により定めるものとする。

第9章 その他

(その他)

第15条 この基準に定めのない事項については、町長がその都度定めるものとする。

別表：担当部門一覧表

担当課名	所管事項	場所
まち整備課	総括窓口（受付） 都市計画に関すること 建築基準法に関すること 道路施設、排水施設等に関すること 公園・緑化に関すること 土砂等による土地の埋立て等の規制に関すること	庁舎1階
産業振興課	農地、森林に関すること 農地転用に関すること	
企画課	土地利用に関すること	
環境上下水道課	上水道施設に関すること 公共下水道、し尿浄化槽に関すること 公害・環境保全に関すること ごみ集積施設に関すること	庁舎2階
地域防災課	消防、交通安全、防犯施設に関すること	
生涯学習課	文化財保護に関すること	農村環境改善センター1階

開発事業に関する事前協議書

年　月　日

中井町長殿

開発事業者　住所

氏名

印

担当者

TEL

中井町開発指導要綱第4条の規定により、次のとおり協議します。

代理人又は設計者の 住所、氏名	担当者
	TEL
工事施行者の 住所、氏名	<input type="checkbox"/> 予定 <input type="checkbox"/> 未定
開発区域の所在地	中井町　字　番地　面積　m ²
区　域　区　分	<input type="checkbox"/> 市街化区域（用途地域　　） <input type="checkbox"/> 市街化調整区域
予定建築物の用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他（　　）
建　物　区　分	<input type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 併用 <input type="checkbox"/> 分譲 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> その他（　　）
工　事　の　予　定	年　月　日　から　年　月　日
添　付　図　書	計画説明書（様式第4号）、案内図、公図写、現況図、土地利用 計画図、造成計画平・断面図、排水計画平・断面図、給水計画図、 構造図、建物平面・立面・断面図、日影図

様式第2号(第7条関係)

工事着手届

年 月 日

中井町長 殿

届出者 住所

氏名

(印)

中井町開発指導要綱第7条の規定により、届出します。

開発区域の所在地	中井町字 番地
協定書の締結年月日	
工事着手年月日	年 月 日 (完了予定年 月)
その他の	現場への連絡方法等

様式第3号（第8条関係）

工事完成届

年　月　日

中井町長殿

届出者　　住所
氏名

印

中井町開発指導要綱第8条の規定により、届出します。

開発区域の所在地	中井町　　字　　番地
工事完了年月日	年　月　日
添付図書	完了平面図 工事写真

様式第4号(第4条関係)

計画説明書

事業の名称										
土地の現況		宅地	農地		山林		公共用地		その他()	計
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
土地利用計画		民有地	公共施設等用地					その他()	計	
		m ²	道路	公園	河川・水路等	その他()		m ²	m ²	
			m ²	m ²	m ²	m ²				
予定建物等	戸建住宅	戸数	区画面積							
			標準区画戸数	左記の合計面積		標準区画外戸数	左記の合計面積		区画面積計	
		戸	戸	m ²	戸	m ²	m ²			
	共同住宅	戸数	人口	建築面積		延床面積		階数	高さ	構造
		戸	人	m ²	m ²	地上 F	最高 m	地下 F	軒 m	
	その他の (上記以外)	棟数	用途		建築面積		延床面積		地上4階以上、又は13m以上の延床面積	
		棟			m ²	m ²			m ²	
	公共施設等の整備	道路	既存拡張	<input type="checkbox"/> 有(既存幅員 m 計画幅員 m) <input type="checkbox"/> 無						
新設			<input type="checkbox"/> 有(計画幅員 m~ m) <input type="checkbox"/> 無							
公園		新設	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
		放流先	<input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> その他()							
排水		河川等整備	<input type="checkbox"/> 有(既存幅員 m 計画幅員 m) <input type="checkbox"/> 無							
		貯水槽設置	<input type="checkbox"/> 有(m ³ 基) <input type="checkbox"/> 無							
消防		消火栓設置	<input type="checkbox"/> 有(基) <input type="checkbox"/> 無							
		新設	<input type="checkbox"/> 有(使用量日最大 m ³) <input type="checkbox"/> その他()							
上水道		受水槽	<input type="checkbox"/> 設置する(m ³) <input type="checkbox"/> 設置しない							
		ごみ集積場	<input type="checkbox"/> 設置する(箇所 m ³) <input type="checkbox"/> 設置しない							
衛生	ごみ処理	<input type="checkbox"/> 町収集を利用 <input type="checkbox"/> 自己処理								
	し尿処理	<input type="checkbox"/> 各戸浄化槽 <input type="checkbox"/> 集中浄化槽(人槽) <input type="checkbox"/> その他()								
その他	駐車施設	<input type="checkbox"/> 設置する(台) <input type="checkbox"/> 設置しない								
	施設	<input type="checkbox"/> 設置する(基) <input type="checkbox"/> 設置しない								
地域住民等との調整		<input type="checkbox"/> 説明会を開催した(月 日 人) <input type="checkbox"/> 開催しない								
		<input type="checkbox"/> その他の方法で行った()								
		<input type="checkbox"/> その他の方法で行う()								
その他特記事項										

様式第5号(第9条関係)

開発事業に関する工事の検査申出書

年 月 日

中井町長 殿

開発事業者住所

氏名

印

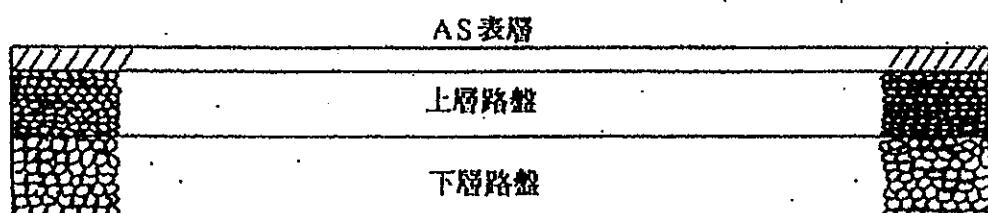
TEL

中井町開発指導要綱第9条の規定により、次のとおり検査を受けたく申出いたします。

協議年月日	年月日
開発区域の所在地	中井町字番地
その他特記すべき事項	

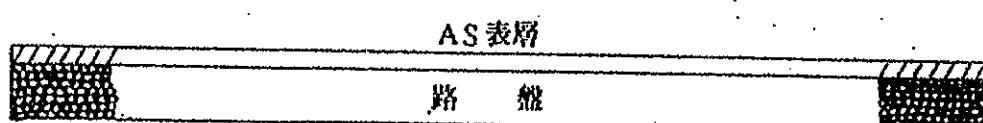
別図一1 (第14条(1)関係)

(1) アスファルト舗装標準図



舗装構成	材質	層 厚		
		幅員6m未満	幅員6m以上9m未満	幅員9m以上
AS表層	密粒度		5cm	
上層路盤	RM-40		15cm	別途協議
下層路盤	RC-40	20cm	35cm	

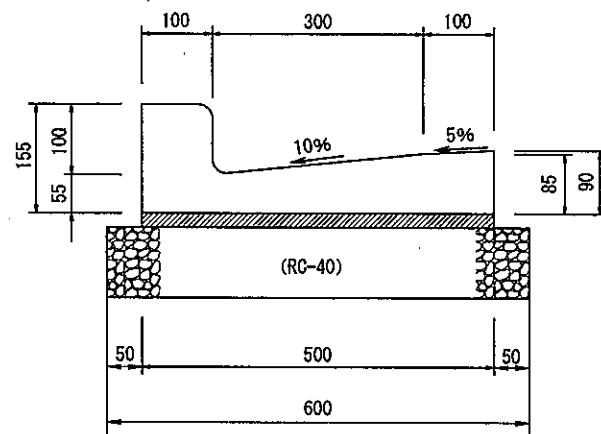
(2) 歩道アスファルト舗装標準図



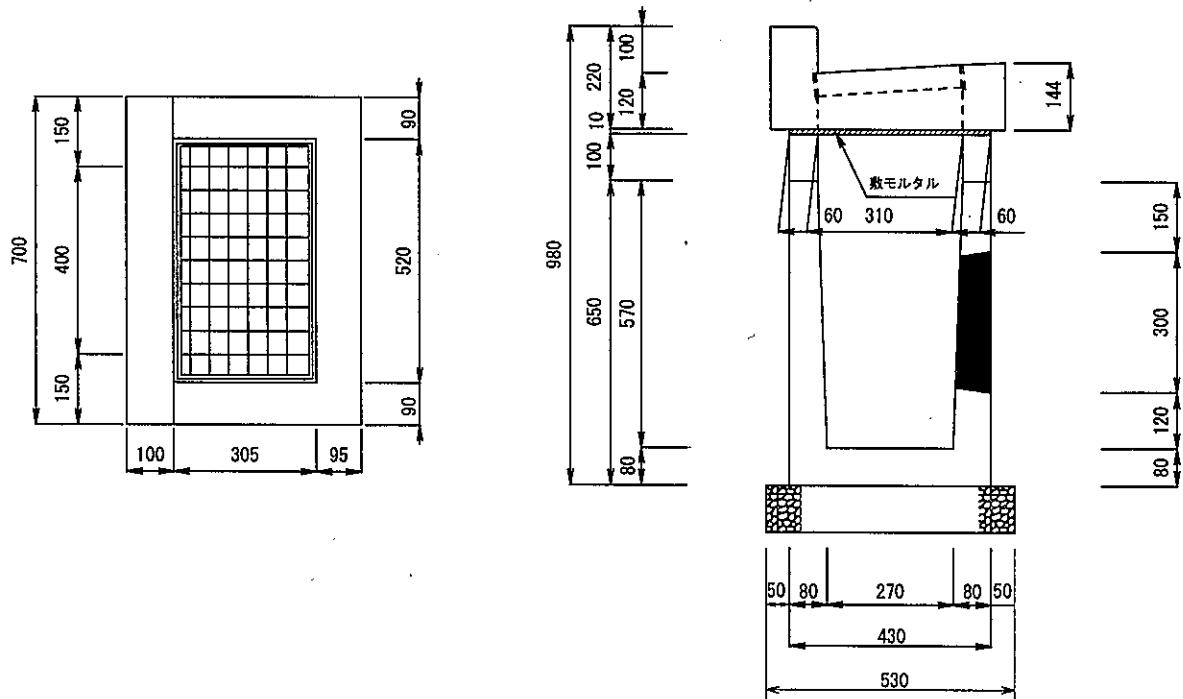
舗装構成	切下げ以外の部分		切下げ部分	
	材質	層厚	材質	層厚
AS表層	細粒度	3cm	密粒度	5cm
路盤	RC-40	10cm	RC-40	20cm

別図一2 (第14条(3)関係)

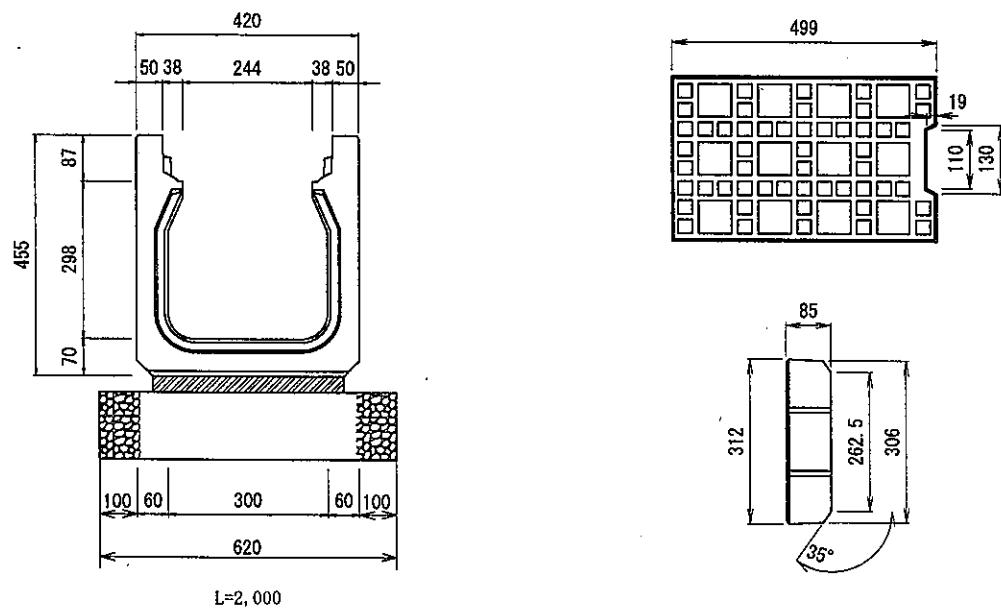
(1) L型側溝標準図



(2) 集水樹標準図

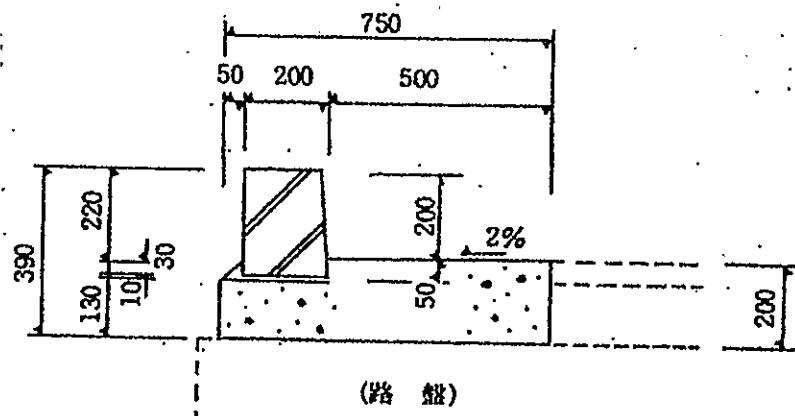


(3) FX側溝標準図 (縦断タイプ)

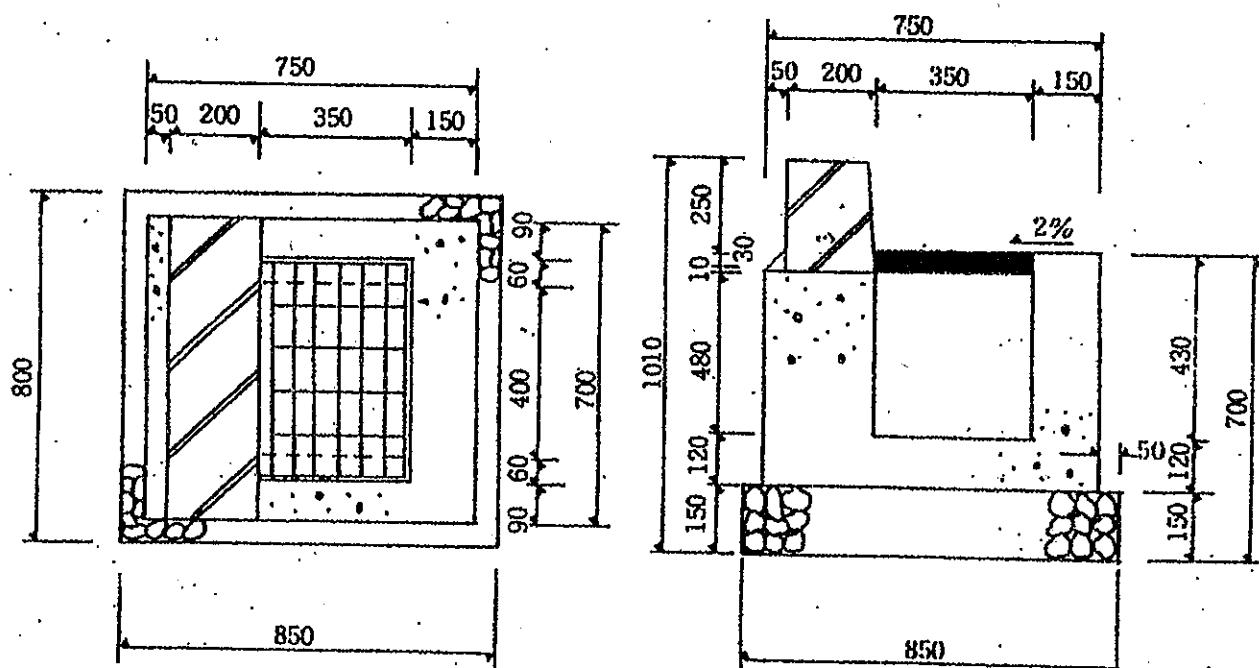


別図一3 (第14条(4)関係)

(1) 組合せL型側溝標準図

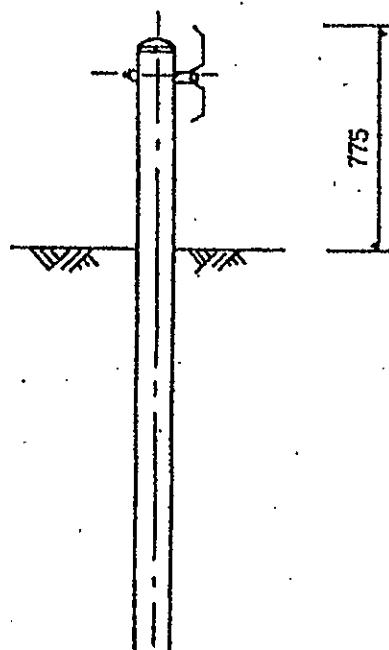


(2) 雨水ます標準図

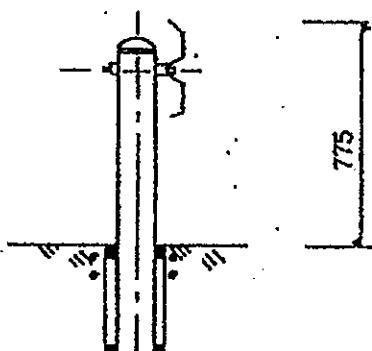


別図-4 (第15条関係)

土 中 用



コンクリート用



(1) 路側用ガードレール

単位 mm

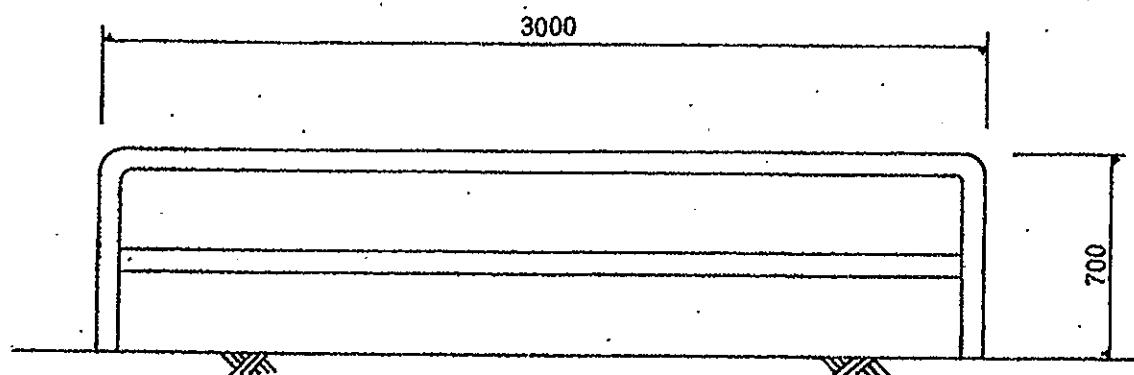
埋込	型式	支 柱		ビーム寸法
		間隔	寸 法	
土 中 用	Gr-C-4E	4000	114.3×4.5×2100	2.3×350×4330
コンクリート用	Gr-C-2B	2000	114.3×4.5×1100	2.3×350×4330

(2) 歩道用ガードレール

単位 mm

埋込	型式	支 柱		ビーム寸法
		間隔	寸 法	
土 中 用	Gr-Cp-2E	2000	114.3×4.5×2100	2.3×350×4330
コンクリート用	Gr-Cp-2B	2000	114.3×4.5×1100	2.3×350×4330

(3) 歩道用横断防止柵

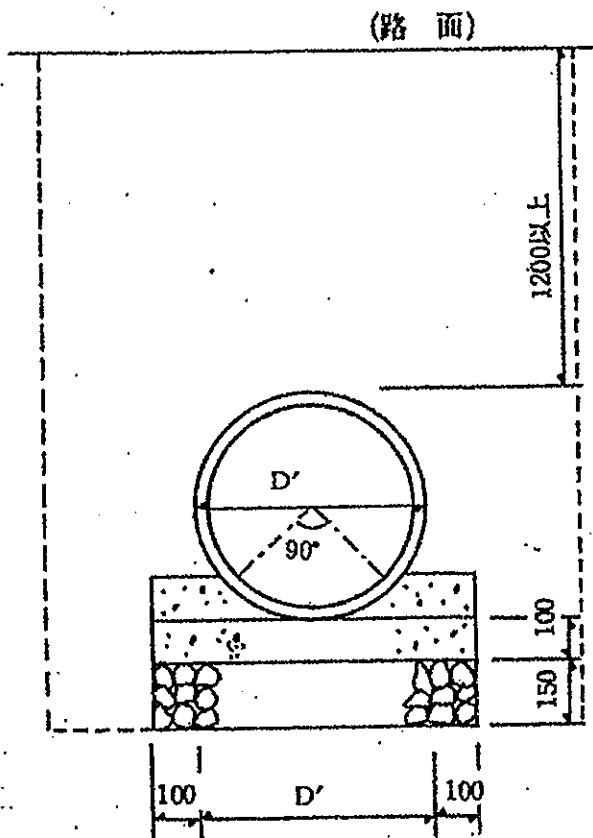


単位 mm

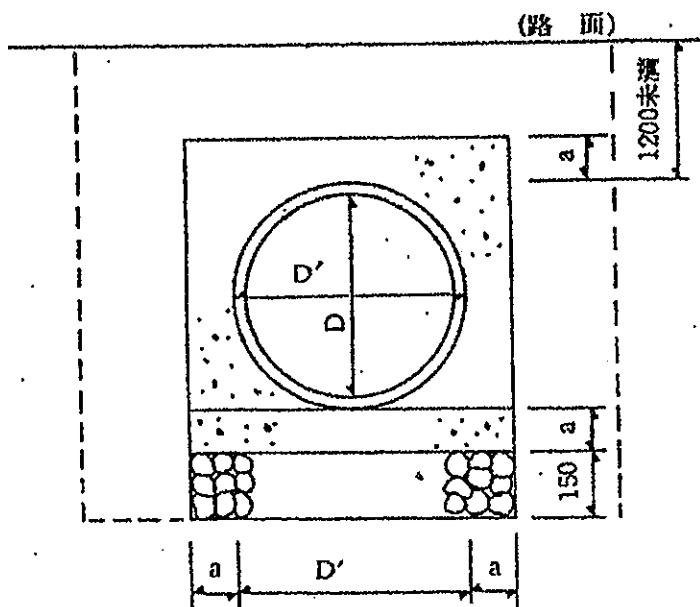
大別	埋込	型式	間隔	支・柱寸法	ビーム寸法
パイプ 型式	コンクリート用	NP-1	3000	60.5×3.2×1400	42.7×550×3000
	土中用	NP-5	3000	60.5×3.2×1400	42.7×550×3000
ネット 型式	コンクリート用	8-A	3000	60.5×3.2×1400	2.3×490×3000

別図-5 (第19条関係)

(1) ヒューム管90°巻標準図



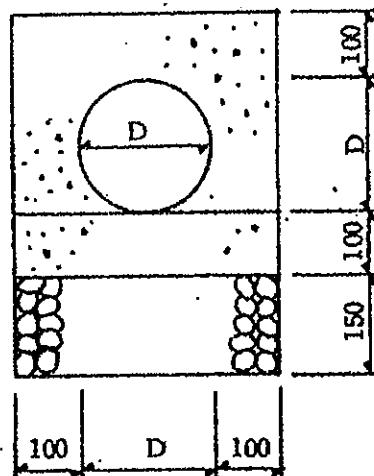
(2) ヒューム管360°巻標準図



管 D 径	巻コンクリート厚	単位 mm
~350	100	
400~500	150	
600~	200	

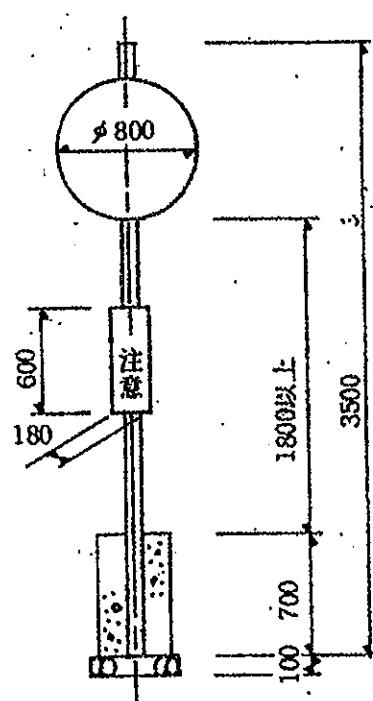
別図-6 (第19条関係)

塩ビ管



別図-7 (第39条関係)

カーブミラー



単位 mm

鏡面	支柱	基礎
$\phi 800$ ステンレス製	$\phi 76.3 \times 3500$	$400 \times 400 \times 700$

開発事業に係る事務手続の概要

